

「子ども・子育て支援新制度」と平成27年度の保育所の申し込みについて



問い合わせ 福祉課 ☎2148

平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が始まる予定です。この制度改正で市内の保育所や幼稚園の入所(園)の手続きが一部変わります。

利用者からみる現行制度からの主な変更点

- ①新制度の保育所の利用には保育の必要性の認定申請が必要となり、これまでの入所決定通知書のほか保育の認定証が交付されます。(2号認定…満3歳以上児、3号認定…満3歳未満児)
- ②保育の必要性の認定には、2号認定、3号認定それぞれに「保育標準時間」(11時間程度)と「保育短時間」(8時間程度)の2種類の区分が創設されます。
- ③新制度に参入する幼稚園に申し込みすると、自治体から教育標準時間の認定証が交付されます。(1号認定)入園の申し込みはこれまでどおり園に対して利用者が申し込みます。新制度における幼稚園の利用料は市が決定した額に基づき、幼稚園が利用者から利用料を徴収します。

Q & A

保育の認定について

- Q** 新制度は保育が必要な認定の申請をするとなっているけど、保育所入所の申し込みとは別に申請するのですか。
- A** 大竹市では、初年度については保育所入所の申し込みと同時に手続きできる方法を現在検討中です。

保育所の申し込みについて

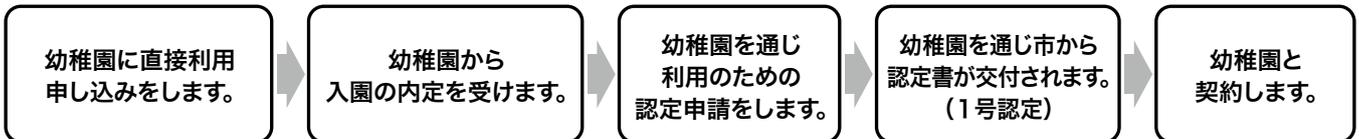
- Q** 4月当初の保育所の新規入所の申し込みについて教えてください。
- A** 提出先は福祉課です。申し込みは12月頃を予定しています。詳しくは、市広報12月号に掲載予定です。
- Q** 継続入所の申し込みについて教えてください。
- A** 継続入所は、保育所を通じて各種用紙を配布予定です。時期は12月頃を予定しています。詳しくは、市広報12月号に掲載予定です。

保育料について

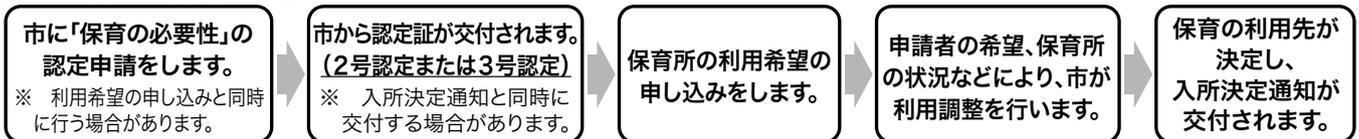
- Q** 保育料はどうなりますか。
- A** 現在、制度改正に合わせて検討しています。

利用手続きについて(施設型給付)

【1号認定(幼稚園)】



【2・3号認定(保育所)】



認定区分		利用可能施設
()内はおおむねの利用時間		
1号認定	教育標準時間(4時間程度)	幼稚園、認定子ども園
2号認定	保育標準時間(11時間程度)	保育所、認定子ども園
	保育短時間(8時間程度)	
3号認定	保育標準時間(11時間程度)	保育所、認定子ども園 および地域型保育
	保育短時間(8時間程度)	

- … 子どもが満4歳以上で、幼稚園などで教育を希望する場合
- … 子どもが満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所などで保育を希望する場合
- … 子どもが満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所などで保育を希望する場合